

## 裁 決 書

審査請求人

処分庁 丹波市福祉事務所長

審査請求人が、平成30年12月17日付けで提起した処分庁による生活保護変更決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

### 主 文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

### 事 案 の 概 要

- 1 審査請求人は、平成24年4月3日から、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）による保護を受けている。
- 2 平成30年8月6日、審査請求人は処分庁に対し、障害厚生・基礎年金の受給が決定した旨を報告し、障害の等級が2級である国民年金・厚生年金保険年金証書の写しを提出した。処分庁は、平成30年8月7日付け受領印を押印し、受領した。
- 3 平成30年9月5日、処分庁は、家庭内面接において、平成29年7月から年金が支給されることを確認し、支給開始日を連絡するよう指導した。また、障害年金を収入認定することになるが、障害者加算を認定することになるため、保護廃止にはならない見込みであることを伝えた。
- 4 平成30年9月7日、審査請求人は、電子版「国民年金・厚生年金保険年金決定通知書・支給額変更通知書」と「年金支払通知書」を処分庁に提出した。
- 5 平成30年10月4日、処分庁は、障害年金等を理由とする生活保護法第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という）を行い、同日付けで審査請求人に通知した。
- 6 平成30年12月17日、審査請求人は、審査庁（兵庫県知事）に対し、本件処分の取消しを求める旨の審査請求を行った。

## 審理関係人の主張の要旨

### 1 審査請求人の主張

#### (1) 審査請求の理由

請求理由平成 30 年 9 月上旬に CW から「障害者加算を認めるから生保を廃止にしない」との教示を受けたため処分庁から本件処分を受けた。処分庁は、その理由を平成 30 年 9 月に障害基礎年金及び障害厚生年金が支給されるためとしている。しかしながら、本件処分は障害年金の支給有無ではなく障害程度そのもので行われるべきであり、これまでに精神科デイケアに通う交通費が工面できない、家電製品や耐久消費財が古くなっているが買い替えができない等、生活費が足りていないことを度々 CW に訴えていた。また、障害年金の申請準備で療育手帳の取得や精神障害者手帳の等級変更を行い CW も把握していたにもかかわらず、処分庁が障害者加算の存在を平成 30 年 9 月まで説明しなかったのは、日本国憲法第 17 条及び第 25 条に違反しており、証明できる平成 28 年 4 月まで遡及されるべきであり、審査請求人は知る権利及び生存権を侵害されている。

#### (2) 一連の面談について

CW は審査請求人と話すことができると平成 30 年 9 月 5 日に言っているが、全くできていない。審査請求人は「全くできない人」とは思っていないと CW が言っているが、全世界にいる人々の中で重度障害者を含めて「全くできない人」は誰もいないのであたりまえである。

審査請求人は障害者加算について無知で、要保護者に対して障害者加算についての周知もなかった。もし障害者加算を理解していれば、届いた年金証書を見ても保護が廃止にならないと考えていたのは明らかである。

審査請求人が精神障害者手帳 3 級を持っていることは把握しており、障害を理解した上で話ができれば障害者手帳 2 級に変わったことは把握できていたはずであり、処分庁に責任がないと言い難い。療育手帳の取得と精神障害者の等級変更は申請作業の過程で行っているが、療育手帳の取得のみ把握していることに、審査請求人は理解できない。

#### (3) 日々の生活について

洗濯して夜になり、買い物をして夜になり、除雪作業で夜になり、申請作業で夜になり、何らかの事をして一日を過ごす忙しい日々で暇がなく、疲れている。ただし、デイケアで過ごしていて他の事ができなくなることはない。同じ日に買い物もできて、何らかの事もできている。

#### (4) デイケアの必要性について

当初は消極的で臨床心理士からの勧めや主治医に認められた形でデイケアに通い始めたので、往復交通費は最低限必要な出費である。デイケアに限らず、通院費が支給されていることをニュースで把握している。

### 2 処分庁の主張

審査請求人は、療育手帳 B 2 の所持を根拠に障害者加算の認定を遡及して支給するよう訴えているが、当該手帳の所持のみで障害者加算を認める根拠はない。なお、処分庁においては、生活保護申請時及び保護受給期間中に審査請求人から精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳

の提示を受け、それぞれ等級が3級及びB2であることを確認した。当該等級は、いずれも障害者加算の要件には該当しないことは、関係法令からも明らかである。

また、本件審査請求において、審査請求人はケースワーカーが精神障害者保健福祉手帳2級の所持を確認していた旨の主張をしているが、保護開始時までのケース記録を確認したところ、審査請求人が、精神障害者保健福祉手帳の等級が2級になったことを届け出た事実は確認できなかった。

よって、障害者加算の支給開始の根拠となる障害基礎・厚生年金の支給開始日を確認し、平成30年10月から障害者加算イを認定した。

## 理 由

### 1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 法による保護は、生活に困窮する者の最低限度の生活を保障するものであるところ（法第1条）、「生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」ものとされており（法第4条第1項）、そして、「民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われる」ものとされている（同条第2項）。

法第4条は、生活保護制度における基本的な原理の一つである保護の補足性について定めた規定であり、法第5条においても、「前4条に規定するところは、この法律の基本原則であつて、この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」とされている。

- (2) 法による保護は、「厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とされており（法第8条第1項）、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」とされている（同条第2項）。

また、同条第1項に規定する基準は、「生活保護法による保護の基準」（昭和38年4月1日付け厚生省告示第158号。本件処分時の最終改正：平成30年9月4日厚生労働省告示317号。以下「保護の基準」という。）によって定められている。

これは、生活保護制度により保障されるべき最低限度の生活水準は、保護の基準によって算定される最低生活費の認定によって具体化されるものであり、保護の要否及び程度は、保護の基準によって算定された需要と要保護者世帯の収入とを比較し、その収入で充足することのできない不足分について決定されることを定めているものである。

- (3) 法による保護の実施に係る事務は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務であり（法第84条の5、別表第3）；地方自治法第245条の9第1項及び第3項に基づく処理基準として、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。本件処分時の最終改正：平成30年9月4日付け厚生労働省発社援0904第3号。以下「次官通知」という。）、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。本件



処分時の最終改正：平成 30 年 9 月 4 日付け社援発 0904 第 1 号。以下「局長通知」という。）及び「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和 38 年 4 月 1 日付け社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知。本件処分時の最終改正：平成 30 年 9 月 28 日付け社援発 0928 第 1 号。以下「課長通知」という。）が定められており、法第 25 条第 2 項に基づく保護の変更に係る事務も、これらの通知（以下、これらの通知をまとめて「処理基準」という。）によるものとされている。

(4) また、保護の実施に当たっての参考として、「生活保護問答集について」（平成 21 年 3 月 31 日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。本件処分時の最終改正：平成 30 年 9 月 28 日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）が示されているほか、精神障害者に対する障害者加算の認定の取扱いについては、「生活保護法による保護における障害者加算等の認定について」（昭和 40 年 5 月 14 日付け社保第 284 号厚生省社会局保護課長通知。以下「障害者加算認定通知」という。）、「精神障害者保健福祉手帳による障害者加算の障害の程度の判定について」（平成 7 年 9 月 27 日付け社援保第 218 号厚生省社会・援護局保護課長通知。以下「障害者加算判定通知」という。）、が示されている。

(5) 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施のために必要があると認めるときは、要保護者の健康状態の調査について、関係機関に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供又は報告を求めることができる（法第 29 条、局長通知第 12 の 2）。

(6) 生活扶助の障害者加算は、身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号に掲げる身体障害者障害程度等級表（以下「障害等級表」という。）の 1 級から 3 級まで又は国民年金法施行令（昭和 34 年政令第 184 号）別表に定める 1 級又は 2 級のいずれかに該当する障害のある者（症状が固定している者及び症状が固定してはいないが障害の原因となった傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後 1 年 6 月を経過した者に限る。）について行うこととされている（保護の基準別表第 1 第 2 章－2 (2) ア）。

なお、精神障害者保健福祉手帳は、「精神障害者保健福祉手帳の交付年月日又は更新年月日が障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた後 1 年 6 月を経過している場合に限り」、上記の「障害の程度が確認できる書類」に含まれるものと取り扱って差し支えないとされ、「同手帳の 1 級に該当する障害は国民年金法施行令（昭和 34 年政令第 184 号）別表に定める 1 級の障害と、同手帳の 2 級に該当する障害は同別表に定める 2 級の障害とそれぞれ認定するもの」とされている（課長通知第 7－65）。

(7) 精神障害者の障害者加算の認定に係る障害の程度の判定は、障害者加算判定通知により、障害基礎年金の受給権の有無により異なる手続が示されている。

## 2. 本件処分の妥当性

本件処分は、処分庁が保護の基準別表第 1 第 2 章－2 障害者加算 (2) イの状態にあると認定し、平成 30 年 10 月から障害者加算を適用してなされたものである。

審査請求人は、障害年金の申請準備で療育手帳の取得や精神障害者手帳の等級変更を行い CW も把握していたにもかかわらず、処分庁が障害者加算の存在を平成 30 年 9 月まで説明しなかったため、証明できる平成 28 年 4 月まで遡及されるべきであることから、本件処分は取り消されるべきであると主張している。そこで、以下、審査請求人が主張する生活保護法をはじ

めとする生活保護制度に規定する手続きごとに、本件処分を取り消すべき理由が認められるか検討する。

(1) 障害者加算の認定について

ア 障害の程度を確認できる書類について

局長通知第7-2-(2)-エ-(7)に、「障害の程度の判定は、原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書により行うこと。」とされており、審査請求人が主張する療育手帳及び精神障害者手帳は含まれていない。

なお、精神障害者福祉手帳による認定は、前記1(6)のなお書きのとおりとされているが、審査請求人が福祉事務所に報告していた精神障害者保健福祉手帳の等級は3級であり、障害者加算には該当しない。

イ 障害者加算の開始時期について

審査請求人は、「審査請求人が精神障害者手帳3級を持っていることは把握しており、障害を理解した上で話ができていれば障害者手帳2級に変わったことは把握できていたはずである。」と主張することから、処分庁が障害者加算に該当することを把握できた時点について検討する。

局第7-2-(2)-エ-(9)には、「保護受給中の者について、月の途中で新たに障害者加算を認定し、又はその認定を変更し若しくはやめるべき事由が生じたときは、それらの事由の生じた翌月から加算に関する最低生活費の認定変更を行うこと。」とされている。

処分庁は、平成30年8月6日に審査請求人が提出した障害の等級が2級である国民年金・厚生年金保険年金証書の写しを受領していることから、平成30年8月6日時点において、把握できたことは明らかである。このことから、障害者加算を認定する事由が生じていることから、翌月の平成30年9月から障害者加算に関する認定変更を行う必要があるところ、平成30年10月から障害者加算に関する認定変更を行っている。

よって、本件処分は、その手続きにおいて法令に違反するものであると言わざるを得ない。

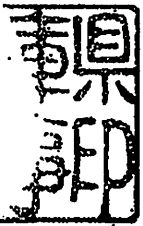
なお、審査請求人は、精神障害者保健福祉手帳の等級が2級に変更されたことについて、福祉事務所には報告しておらず、処分庁から提出のあったケース記録等からも処分庁が把握していた、または十分に推察できる状況にあったとは認めがたく、障害者加算の開始時期を審査請求人の主張する平成28年4月に遡ることは認められない。

ウ 障害者加算の周知について

審査請求人は、「障害者加算についての周知がなかった。障害者加算を理解していれば、届いた年金証書をみても保護が廃止にならないと考えていたのは明らかである。」と主張するが、加算の認定に限らず、最低生活費の認定は、一般に本人の申告・届出が中心となっていて行われるべきものであり、障害者加算についての周知の有無は本件処分に影響するものではない。

(2) その他について

審査請求人は、その他「精神科デイケアに通う交通費が工面できない、家電製品や耐久消費財が古くなっているが買い替えができない等、生活費が足りない。本件処分により、審査請求人は知る権利及び生存権を侵害されている。」等、縷々主張しているが、それらの主張は、いずれも上記の判断に影響を及ぼすものではない。



(3) 以上のとおり、本件処分は、障害者加算の開始時期において、法令に違反するものであると言わざるを得ない。

### 3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第 46 条第 1 項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和 6 年 2 月 29 日

兵庫県知事

齋藤 元

